

旧那古野小学校施設活用事業提案募集に係る質疑および回答

平成30年8月31日公表

番号	質疑内容	回答案
1	昭和19年製造とのことですが、戦火での影響や、現在に至るまでの補修歴などを見られる資料はありますか？また、それを公開していただけるのは運営会社決定以降でしょうか	当該防火水槽に関する資料については、8月17日に公表した情報以外にありません。また、補修は行っておりません。
2	定期的な点検義務や報告書の提出義務などございますか？また、管理者の設置は必要になりますか？	点検を含む維持管理については、市消防局の責任において行います。質疑の内容について事業者による対応は不要です。
3	旧那古野小学校施設を利用するにあたって、この防火水槽の維持管理費用の負担先はどちらになりますか？	費用負担を含む維持管理については、市消防局の責任および負担において行います。
4	防火水槽の劣化による損壊や、それに伴う事故の発生などの責任の帰属先はどちらになりますか？その帰属先が運営会社（借主）で賠償等も借主が求められる結果になるのであれば、消防水槽の維持・継続の選択は運営側に委ねられるべきでは、と感じています。	防火水槽については貸付物件に含まないものとし、市消防局が所有・維持管理および利用を行うものとし、貸付物件の活用提案については、防火水槽の存在を踏まえ、市による利用や維持管理等が可能である提案を求めます。
5	旧那古野小学校施設を利用するにあたって、この防火水槽の維持管理は運営団体の義務に当たりますか？	防火水槽の維持管理は市消防局が行いますが、維持管理が可能である提案を求めます。